

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 業 務 名 公用車（下流キャンター他）ユニック車両等車検整備業務
- 2 業 務 場 所 筑後川下流用水管理所(福岡県久留米市安武町武島23-1) 他、受注者の事務所
又は車両整備場
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月27日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 特になし。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
 - 3) 見 積 書 提出期限 **令和8年2月19日 9時 まで**
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課
FAX 0942-26-1525
経理課 電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
 - 5) 質 問 書 提出期限 **令和8年2月10日 17時 まで**
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は、**令和8年2月20日 11時 まで**とします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、課税対象額については見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

公用車(下流キャンター他)ユニック車両等
車検整備業務

仕 様 書

令和8年2月

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する「公用車（下流キャンター他）ユニック車両等車検整備業務」に適用する。

第2節 業務場所

福岡県久留米市安武町武島23-1	筑後川下流用水管理所
福岡県久留米市高野一丁目1番1号	福岡導水管理所
受注者の事務所又は車両整備場	

第3節 業務期間

契約締結の翌日から令和8年3月27日まで

第4節 業務内容

1. 本業務は別表に記載の車両の法定点検（車検整備）他を行う業務である。
2. 法定点検（車検整備）については機構と日程を調整し実施するものとする。法定点検の結果、整備内容以外で修理、部品交換等が必要となった場合はその金額を明示して事前に機構と調整のうえ、機構が指示したものについて修理・部品交換等を行うものとし、その場合は変更契約の対象とする。
3. 修理・部品交換時の交換部品はメーカー純正品又は同等品の新品を使用すること。
4. 車検整備は、自賠責保険、重量税、印紙代、継続検査、法定点検、その他車検設備にかかる諸費用をすべて含めるものとする。また、自賠責保険料、重量税及び印紙代は受注者による立替払いとし、後日、点検費用と同時に受注者に支払うものとする。
5. 点検及び車検整備にあたり、受注者にて第2節に記載の業務場所まで車両の引取り及び引渡しを行うこと。
6. 法定点検（車検整備）のほかリア用ドライブレコーダーの取り付け作業を行うこと。
なお、ドライブレコーダー本体ほか付属品一式については機構より支給する。取り付けを行う際、電源はシガーソケット以外の方法で確保し、取り付けること。

【支給品】

○リア用ドライブレコーダー 一式（メーカー：Yupiteru 型式：SN-R11）

※microSD カードを含め付属品についてもすべて支給する。

別表

○法定 12 ヶ月点検及び車検整備（対象車両一覧）

車 種	①三菱 キャンター	②いすゞ エルフ	③スズキ キャリイ
車 両 番 号	久留米 11 せ 8756	久留米 11 せ 6295	久留米 40 よ 8423
型 式	KC-FE508B	KC-NKR66GN	GD-DB52T
最 大 積 載 量	2,000 kg	2,000 kg	350 kg
車 両 総 重 量	5,195 kg	5,415 kg	1,200 kg
車 両 重 量	3,030 kg	3,250 kg	740 kg
走 行 距 離	58,774 km (R8.1 月時)	21,082 km (R8.1 月時)	76,650 km (R8.1 月時)
初 年 度 登 録	平成 8 年 3 月	平成 9 年 3 月	平成 11 年
車 検 証 有 効 期 間 満 了 日	令和 8 年 3 月 23 日	令和 8 年 3 月 20 日	—
保 管 場 所	筑後川下流用水管理所	福岡導水管理所	筑後川下流用水管理所
点 検 内 容	12 か月点検及び車検整備		12 か月点検
整 備 内 容	・エンジンオイル取替 ・オイルフィルタ（オイルエレメント）取替 ・ブレーキフルード取替 ・フロントワイパーラバー取替 ・リヤ・ハブ・オイルシール交換 ・ハブグリスアップ充てん		・エンジンオイル取替 ・オイルフィルタ（オイルエレメント）取替
その他作業内容	リア用ドライブレコーダー取り付け		

第 5 節 その他

本仕様書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年 月 日に交付された公用車（下流キャンター他）ユニック車両等車検整備業務
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。